

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（泊3号炉）
2. 日時：令和3年10月1日 14時00分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全規制調整官※、天野安全管理調査官、忠内安全管理調査官、  
江崎企画調査官※、角谷管理官補佐、藤原主任安全審査官※、  
伊藤安全審査官※、西澤原子力規制専門員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長、他1名

原子力事業統括部 原子力部長 牧野 武史、他9名※

## 5. 要 旨

- （1）北海道電力株式会社から、令和3年9月30日の第1007回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。

上記の説明を受け、原子力規制庁は、北海道電力株式会社に対して、審査会合の指摘を踏まえた対応を指示するとともに、今後も引き続き審査会合等において確認していく旨伝えた。

- （2）北海道電力から、審査会合における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1007回）泊発電所3号炉に関する指摘内容）

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1007回）  
泊発電所3号炉に関する指摘内容

- 地震荷重又は津波荷重が1、2号炉取水路及び放水路の横断部の鋼製壁に作用した場合、鋼製壁の変型に伴って、鋼管杭と人工岩盤に曲げ、せん断、軸力の荷重のみならず大きなねじり荷重が伝わり、人工岩盤を介して支持地盤に伝達される。そのため、人工岩盤について、ねじり荷重を含む複雑な荷重を支持地盤に伝達する施設（防潮堤の基礎）として扱うことの必要性を検討するとともに、複雑な荷重に耐え得る構造とすることを検討し説明すること。
- 1、2号炉取水路及び放水路直上の埋戻土について、地震時の液状化による変状（不等沈下、側方変位）のみならず、津波時の繰り返しの洗掘による変状、津波水圧によるボイリング等が否定できないため、確実な止水性を確保するための対策（地盤改良等）の必要性を検討し説明すること。
- 地震時の液状化による変状等の被害状況を想定した上で、既存のセメント改良土部の瓦礫等が耐津波設計に与える影響を漏れなく検討し説明すること。例えば、泥水が海水ポンプの取水性及び防潮堤の津波荷重（波圧荷重及び漂流物衝突荷重）に与える影響、瓦礫の滑動による防潮堤への二次的影響等を含め検討すること。
- 防潮堤の位置、構造を変更することにより屋外アクセスルートや屋外溢水影響評価に変更が生じているが、防潮堤の構造・仕様及び設計方針を検討するにあたって、屋外アクセスルートや屋外の溢水影響評価の変更も含め、基準への適合方針に影響を与えるものを設置許可基準規則の条文及び重大事故等防止技術的能力基準の項目ごとに網羅的に整理して説明すること。
- セメント改良土部と鋼製壁部（取合部）の接続方法について、埋込式にするのか、それとも分離式とするのか、整理して説明すること。また、分離式にする場合には、止水性を確保するための構造について検討し説明すること。
- 防潮堤の前面にある護岸等の構築物について、防波堤に近接している場合には、地盤の液状化による変状を考慮して波及的影響を検討し説明すること。また、地盤の液状化による変状が防潮堤に及ぼす影響について、護岸が緩和している場合は、防潮堤の耐震評価上の護岸の位置付けを検討し説明すること。

- 近接構築物や敷地地形等の影響から防潮堤の平面上の線形形状が限定されている（例えば、鋼製壁部（取合部）の鋼管杭と人工岩盤外縁の離隔が小さい）ことから、今後、構造変更後の設計進捗に伴い防潮堤の平面線形形状が変わる可能性がないか検討し説明すること。

以上